

小・中学生の夏休みの生活

町内の小・中学校では、健康で事故のない楽しい夏休みが過ごせるように、共通のきまりを作りました。保護者はもとより、地域ぐるみで「目配り・気配り」を合い言葉に、温かいご指導をお願いします。

夏休み期間：7月24日（木）～8月26日（火）

		小学生（長泉小・南小・北小）	中学生（長泉中・北中）
外出	一般外出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 午後5時の放送を聞いたなら家に帰る。中学生は日没までに帰る。 ■ 行き先、目的、帰宅時刻を保護者に告げてから出かける。 ■ 知らない人や不審者からの誘いには絶対のらない。 ■ 外出時は、警報ブザーか警報笛を身につける。（小学生） 	
	町外	■ 子ども同士では行かない。	■ 社会のルールを守り、責任ある行動をとる。
	夜間	■ 保護者同伴（一人歩き、子ども同士の外出をしない）とする。	
	深夜	<ul style="list-style-type: none"> ■ 深夜の外出はしない。外泊をしない（友人宅など）。 「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」では、家庭の責任を明示しています。 	
交通安全	共通のルール	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通ルール・マナーを守る。 ■ 交差点やT字路、横断歩道で危険な飛び出しをしない。必ず一時停止をする。 	
	自転車の利用	<ul style="list-style-type: none"> ※ ブレーキ、ライト、ベルなどの点検、整備を行った安全な自転車を利用する。 ■ ヘルメットを着用する。 ※ 原則として、自転車は車道の左側を走り、歩道に乗り入れない。 ※ 歩道での走行が可能な場合は、車道寄りをゆっくり走りましょう。歩道は歩行者優先のため、いつでも停止できるスピードで走り、歩行者の邪魔にならないようにしましょう。 ※ 1列で走る（「並進可」の標識がある場所では、2台まで並走できる）。 ※ 傘を差して自転車を運転することは禁止。 ※ 2人乗りは禁止。 ※ ヘッドホンなどを使用して、安全な運転に必要な交通に関する音や声が聞こえないような状態で、自転車を運転することは禁止。 ※ 携帯電話やゲーム機などの操作や画面を見ながら自転車の運転をすることは禁止。 ■ 国道・県道などの各校で決められた自転車禁止道路では、自転車に乗らない。 <div style="text-align: right;">  </div> <div style="text-align: left;">  <p>県公式ホームページ「知っていますか？自転車のルールとマナー」</p> </div> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生の自転車の乗り方については、各小学校で決められている約束を守りましょう。 ・※の項目は、国の法律や県のきまりで定められているものです。違反をすると年齢などにより罰則が設けられています。また、14歳以上の方に対しては、悪質・危険な違反を繰り返すと「自転車運転者講習」の受講が義務付けられています。 	
公共施設の利用	■ 「ウェルピアながいずみ」「バルながいずみ」「コミュニティながいずみ」などの公共施設については、利用の約束に従い使用する。		
遊技場などへの出入り	■ ゲームセンター、ゲームコーナー、カラオケボックス、ボウリング場への出入りは保護者同伴とする。		
映画館	■ 保護者同伴とする。	■ 保護者の同意を得て出かける。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ サイクリングやキャンプは、保護者または指導者が同行する。 ■ インターネットやSNS、また、スマートフォン、携帯電話を使用するときは、家庭内で約束を決めて、マナーやルールを守って利用する。ネットへの気軽な書き込みや「ネット上のいじめ」を絶対にしない。 ■ エアガンなどの危険な道具を用いた遊びをしない。 ■ ブレイブボード、キックスクーター、ローラースケート、スケートボード、ローラーシューズ、キックバイク（ストライダー）などで公道や人の迷惑になるところは走らない。 ■ 火災の原因となるたき火、火遊びはしない。花火については、保護者同伴のもと広い場所で行う。確実に消火し、午後8時までに後片付けを含め終了する。 ■ 町内すべての小・中学校敷地内では、花火を禁止とする。 ■ 危険箇所（黄瀬川などの河川など）で遊んだり立ち入りしない。 ■ 線路を横切ったり、線路の中に入ったりしない。警報が鳴ったら無理して渡らない。 ■ 外出時に、他校生とトラブルを起こさない。 		
長泉町家庭教育の日 静岡県家庭の日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家族のコミュニケーションをとり、ふれあいを深めましょう。 ■ 家庭内での約束事を決め、進んで取り組みましょう。 <p>・町では、毎月第1日曜日を「家庭教育の日」と定め、各家庭で親子のコミュニケーションを深め、家庭における「しつけ」について振り返る日としています。また、県は、各家庭の状況に応じ都合のよい日を「家庭の日」とし、家族のふれあいを深めることを推奨しています。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・「保護者」とは、父母、またはそれに準ずる方を指します。 			